○苅田町障害者等日中一時支援事業実施規程

平成18年12月13日 告示第100号 改正 平成24年3月21日告示第27号 平成27年3月27日告示第29号 平成27年12月25日告示第105号 平成28年3月30日告示第17号 令和元年12月2日告示第60号

(目的)

第1条 この告示は,在宅の障害者及び障害児(以下「障害者等」という。) の日中における活動の場を確保し,障害者等の家族の就労支援及び障 害者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ることを目的と する。

(実施主体)

第2条 障害者等日中一時支援事業(以下「サービス」という。)の実施主体は,苅田町とする。ただし,利用者,サービス内容及び利用料の決定を除き,適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人,医療法人及び民間事業者等(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(利用対象者)

- 第3条 サービスの利用対象者は、町内に住所を有し、日中において監護 する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等で、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生省事務次官 通知)に基づき,療育手帳の交付を受けた者
 - (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判断された者
 - (4) 医師により発達に障害があると診断された者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123

- 号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者
- (6) その他町長が特に利用の必要性を認めた者
- 2 前項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行わないことができるものとする。
 - (1) 感染性疾患等を有し、他の者に伝染させるおそれのある者
 - (2) サービス従事者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (3) その他町長が不適当と認める者

(利用日数)

第4条 サービスを利用できる日数は、原則として月7日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

(利用者負担額)

- 第5条 サービスに係る利用者負担額は、別表のとおりとする。ただし、 生活保護受給者及び町民税非課税世帯に属する者にあっては免除とす る。
- 2 利用者負担額は、利用者がサービスの提供を受けた際に事業者に支払 うものとする。
- 3 サービスに係る食費及び原材料費等の実費相当分は,利用者負担とする。ただし、生活保護受給者及び町民税非課税世帯に属する者にあっては、食費に係る人件費相当額を免除する。

(申請及び決定)

- 第6条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者等日中一時支援事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は,前項の申請書を受理した時は,速やかにその可否を決定し障害者等日中一時支援事業利用決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用者券の交付)

第7条 町長は前条第2項により利用決定をした者(以下「利用者」という。)に対して、障害者等日中一時支援事業利用者券(様式第3号。以下「利用者券」という。)を交付するものとする。

2 利用者は、利用者券を携行し事業者へのサービス利用申込時に提示しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 附 則(平成24年3月21日告示第27号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第29号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日告示第105号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第17号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月2日告示第60号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

利用者負担額

(単位:円)

	障害程度区分	1	2	3	4	5	6	遷延性	重症心
算定日	算定日数(時間)							意識障	身障害
								害	
障害者	100分の25日	126	126	144	161	195	229	367	629
	(4時間未満)								
	100分の50日	252	252	289	321	389	458	733	1, 257
	(4時間以上8時								
	間未満)								
	100分の75日	378	378	433	482	584	686	1, 100	1,886
	(8時間以上)								
障害児	100分の25日	126	153	195				367	629

(4時間未満)					
100分の50日	252	305	389	733	1, 257
(4時間以上8時					
間未満)					
100分の75日	378	457	584	1, 100	1,886
(8時間以上)					
送迎利用料	54			•	

年 月 日

障害者等日中一時支援事業利用申請書

	リ 用	ガ 者 F						性	別	男	· 女	生年月日	年	月	目	生
個	人	番	:	号				<u> </u>								
住				所	F							電話番号				
1	氏	リン		ナ - 名				続	柄			生年月日	年	月	日	生
連絡	雷	話者	番	号						携帯	電話					
	住			所												
身体	本障	害者	手	帳	第			号		等	級					
療	育	手		帳	第			号		等	級					
		障 (a (a) (d)						号		等	級					
カゝカ	コりっ	つけの)病	院	病院名住所	Ŧ				電話	番号					
利	用	目		的												
苅 田 町 長 様 上記のとおり、日中一時支援事業利用の申請をします。 また、この申請に伴う費用負担等決定のための課税調査に同意します。																
	申詞	青者		住	所											
	氏名						印									
				電	話番号											
				個	人番号											

※ 下記の調査票に必要事項を記入若しくはチェックをつけてください。

世帯状況	氏 名	個人番	号	年 齢	続 柄	備考(生言	+中心者に◎)		
心身等の状況	肢体				□不自由 肢 ○左		「上肢 ○右下肢		
	視力			□ 普 通 (○右 ()左 ()		□全盲		
	聴力			□ 普 通 (○右 (やや難聴両方)	□難聴		
	言語					自由 □不	自由		
	意思疎通			□普通	□大体通	iじる □ほ。	とんど通じない		
	精神障害			□なし	□軽度	□中度 □1	重度		
日常の生活動作	歩行			□普通 □時間がかかる □一部介助がいる □歩けない					
	排泄					ぶかかる □-]おむつ使用	一部介助がいる		
	食事			□普通 □全面介	助がいる)	一部介助がいる		
	入浴					がかる □- □清拭	一部介助がいる		
	着脱			□全面介	助がいる)	一部介助がいる		
	起立			□普通 □できな		ぶかかる □-	一部介助がいる		
	座位			□普通 □できな		がかる □-	一部介助がいる		
健康の状態	健康状態			□良好 □悪い	□普	通 口ある	まり良くない		
	感染性疾患			□なし	口あ)り()		
	主病名			□なし	□あ)り()		
	治療状態			□必要ない □往診を受けている □通院している □受けていない					
備考									

第 号年 月 日

様

苅田町長 印

障害者等日中一時支援事業利用決定・却下通知書

申請のありました、障害者等日中一時支援事業利用について、審査を行った結果、下記のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

承 認

却	下
	※却下事由

承認内容

利用者氏名		生年月日	年	月	日 生
住 所					
決定内容					
有 効 期 間	年 月	日 ~ 年	月	目	
備考					

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月 以内に、苅田町長に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、苅田町を被告として(訴訟において苅田町を代表するものは町長となります。)。提起することができます。

す。),提起することができます。 なお,この処分の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても,処分の日から1年を経過すると,処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第号年月日

障害者等日中一時支援事業利用者券

登	氏	名													
録	生年月	月日			年		月		日			性別	男		女
利			₹												
用 者	住	所										WD.			
71												TEL			
登	録年月	日					生	F		月		日			
有	効 期	間			年		月	日		~	年	月	日		
決	定内	容						日。	/月	()				
利用者負担 有 · 無															
食	食費負担 全額・食材料費のみ														
送	迎料負	担							有		無				
	年		月	日	交付										
											苅田	町長			
ご利用にあたって															
3	この利用	者券	は,	事業者	への利	用目	申込師	寺に携	是示	してぐ	ください	, ,			
É	主所等の	変更	があ	った場	合は,			^	〜届!	ナ出っ	てくださ	٧٧.			

※次年度の利用を希望する際は、新規に申請が必要になります。 ※記載事項に変更が生じた際は役場まで届け出て下さい。 様式第1号(第6条関係) 様式第2号(第6条関係) 様式第3号(第7条関係)